

## § 日本スポーツ振興センター

「日本スポーツ振興センター加入のご案内」をよくお読みください。

### ●災害共済給付制度とは

学校管理下でお子様が災害にあわれた場合に、その治療費や見舞金の給付を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されています。

### ●給付の対象となる学校管理下の範囲

〈センター法施行令第5条第2項による〉

①授業中	【例】各教科、遠足、修学旅行、大掃除
②学校の教育計画に基づく課外指導中	【例】部活動、林間学校、臨海学校
③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中	【例】始業前、休み時間、昼休み
④通常の経路及び方法による通学中	【例】登校中、下校中
⑤その他	【例】寄宿舎にあるとき (宿泊合宿など)

### ●給付の基準

- ・初診から治癒までの医療点数の合計が500点以上（3割負担の場合、窓口で支払った額1500円以上）の場合が対象となります。500点未満の場合は対象になりません。
- ・**保険診療の範囲のみが対象**となります。保険証の使えない治療（例えば整体やマッサージ、美容など）は給付対象外です。
- ・生活保護を受けておられるご家庭の医療費の支給は行いません。
- ・センターの災害共済給付制度を利用する場合は、伊丹市の福祉医療制度は利用できませんので、「こども医療費受給者証」などは、医療機関窓口でご提示しないようご注意ください。

### ●請求から給付まで

- ・学校管理下で災害（けがなど）にあい、医療機関を受診された場合は、担任までお申し出ください。用紙をお渡しします。（用紙の種類は、受診された病院・医院・薬局によって異なります。）
- ・通常、請求から給付まで2ヶ月程度かかります。
- ・災害共済給付を受ける権利は、災害発生から2年間行わないときは、時効によって消滅しますので、早めに手続きをしてください。